



島根県報

平成20年 5 月 2 日 (金)
第 1,979 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
解除予定保安林 (2 件)	(森 林 整 備 課) 1
大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定に基づく変更しない旨の通知	(中 小 企 業 課) 2
国土調査の指定	(用 地 対 策 課) 4
公 告	
平成20年度製菓衛生師試験の実施	(薬 事 衛 生 課) 4
公安告示	
警備員指導教育責任者講習の実施	(警 察 本 部) 5

告 示

島根県告示第393号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市五十猛町大浦2718 - 1 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
風害の防備

- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「 次の図 」 は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第394号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市伯太町草野612 - 5

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第395号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき述べた意見（平成20年島根県告示第374号）を踏まえ、同条第7項の規定による変更しない旨の通知があったので、次のとおり告示する。

平成20年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 通知があった大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 出雲市大塚町620外

2 通知の概要

平成20年4月15日付け中小第39号で述べられた県の意見に対し、以下の対応を行うため、届出事項の変更をしないこととする。

県 の 意 見	対 応
<p>(1) 交通対策について</p> <p>ア 国道9号バイパス、県道矢尾今市線ほか周辺道路について、交通管理者、道路管理者と調整し、来店・退店車両に対する誘導経路の確立並びに交通整理員の適切な配置および案内・誘導看板による車両の誘導など渋滞緩和対策の徹底を図ること</p> <p>イ 県立中央病院への救急患者の搬送、一般患者等の駐車場使用に支障が生ずることのないよう、病院管理者、交通管理者及び道路管理者等と協議し適正な対策を講ずること</p> <p>ウ 市道北本町谷田谷線と市道四絡6号線との交差点については交差点改良の完了及び信号機の設置を、市道体育館西高岡線と市道四絡6号線との交差点については交差点改良の完了を待って開店すること</p> <p>エ 店舗周辺の生活道路である細街路（市道四絡30号線及び市道松寄下小山線）については、来店車両の進入防止を図るため、案内・誘導看板を設置し、</p>	<p>ア 渋滞緩和対策については、これまでも交通管理者、道路管理者等関係機関と協議を行い検討を進めて来ており、今後も、オープンに向けて、関係機関と協議を行い交通整理員、案内・誘導看板などが適切な配置となるよう詳細な計画としていく。新規オープン時には、市内への1,500台程度の臨時駐車場の確保とシャトルバスの運行を予定している。広域的な交通整理員の配置計画等の策定作業も進めており、今後関係機関と協議しながら極力問題の生じないような体制を構築する。</p> <p>イ 緊急車両の通行対策として、既存の緊急車両出入口付近の道路拡幅・区画線変更（出雲市と協議の上工事完了済み）を行うとともにバイパス側道からの緊急車両出入口を設置（中央病院及び道路管理者とは協議済み）する。</p> <p>また、店舗及び中央病院屋上へ道路の監視カメラを設置し、その映像を消防本部から随時監視できるシステムの構築を行う。</p> <p>さらに、必要に応じて中央病院出入口へ交通整理員を配置するなど、関係機関と協議を行い必要な対策を講じていく。</p> <p>ウ 完了後に開店する。</p> <p>エ 市道四絡30号線及び市道松寄下小山線へ来店車両が進入しないように関係機関と協議して案内・誘導看板を設置する（今後関係機関と協議を行い、必要</p>

<p>オープン時だけでなくその後も来店車両の進入の恐れがある場合において交通整理員を配置すること</p>	<p>な箇所にはさらに設置を行う)。 また、オープン前から来店経路の案内チラシや新聞広告等で周知徹底するとともにオープン時はプラカードを持った誘導員を配置し誘導経路の徹底を図る(届出時の添付図面では、県道矢尾今市線と市道松寄下小山線交差点には交通整理員を置くこととしていなかったが、オープン時等必要な時期には配置する)。 オープン後はオープン時の検証をして交通管理者及び設置することとしている協議会等と協議を行い、必要な時期、場所には交通整理員の配置を行う。</p>
<p>(2) 騒音対策について</p> <p>ア 駐車場からの騒音防止のため、周辺駐車場の一部を夜間使用制限するなどの対策を検討すること</p> <p>イ 荷さばき作業等において、近隣の生活環境保持に配慮して、適切な時間帯に実施されるよう営業計画を立てること</p> <p>ウ 住民の苦情等により必要があると認められる場合には、営業開始後に適切な騒音測定を実施し、営業開始後の環境影響を検証すること。また、その結果により必要に応じてさらなる環境保全措置を講じること</p>	<p>ア 本棟及び別棟敷地から離れた位置にある屋外駐車場については午後10時30分、本棟側については午後11時30分に閉鎖し、別棟側をシネマ閉店後の午前0時30分に閉鎖する。また、オープン後に検証して問題があれば協議会において検討して対応していく。</p> <p>イ 荷さばき作業については、届出書記載の午前6時から午後8時の間で、廃棄物収集作業についてもこの時間内で行う。 また、作業待ちの車両が極力生じないよう計画的な搬出入を行うとともに、無駄なアイドリングの禁止などを作業員に徹底する。</p> <p>ウ そのように対応する。</p>
<p>(3) その他</p> <p>ア 地元住民等と協議会を早期に設置し、店舗周辺の生活環境の維持に努めること</p> <p>イ 生活環境、交通安全等について地域住民との連絡調整を行う窓口を設け、住民意見に十分配慮すること</p>	<p>ア 協議会については、オープン前に設置するよう作業を進めていく。 なお、協議会の構成及び運営方法については市からも助言を頂き、自治委員、土木委員等地域の関係者の皆様方に参加を頂き開店後も継続的に協議できる場を設けたいと考えている。</p> <p>イ ゆめタウン側は店舗の責任者である支配人が窓口となり、生活環境、交通安全等一緒に協力しあってより良い環境づくりに努力していく。</p>

- 3 通知年月日
平成20年 4 月17日
- 4 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109-1）

5 縦覧期間

告示の日から4月間

島根県告示第396号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成20年4月23日	出雲市	吉野左岸 地区	告示の日から平成22年3月31日まで
平成20年4月23日	出雲市	高津屋右岸 地区	告示の日から平成22年3月31日まで

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定に基づき、平成20年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成20年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

平成20年7月9日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成20年5月9日から同年6月6日までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成20年5月9日から同年6月6日までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課あてに提出すること。

なお、郵送の場合は、平成20年6月6日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めたものには、受験票を送付する。

受験票が平成20年 6 月27日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること）。

7 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話 0852 22 6487）にすること。

(2) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。

(3) 平成19年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町 8 番地 県庁南庁舎 1 階 電話 0852 22 6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により告示する。

平成20年 5 月 2 日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 実施する講習

(1) 法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務 （以下「新規取得講習 1 号」という。）	平成20年 6 月11日（水） から同月19日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月20日（金）	9：00～12：00	松江市殿町 2 番地 島根県第二分庁舎
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務 （以下「新規取得講習 2 号」という。）	平成20年 6 月11日（水） から同月18日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務 （以下「新規取得講習 3 号」という。）	平成20年 6 月11日（水） から同月18日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00	

法第2条第1項第4号に規定する警備業務 (以下「新規取得講習4号」という。)	平成20年6月11日(水) から同月17日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00~17:00 (6月17日は17:30まで)	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月18日(水)	9:00~12:00	松江市殿町2番地 島根県第二分庁舎

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務 (以下「追加取得講習1号」という。)	平成20年6月16日(月)	13:00~17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月17日(火)から同月19日(木)まで	9:00~17:00	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務 (以下「追加取得講習2号」という。)	平成20年6月16日(月)	13:00~17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月17日(火)から同月18日(水)まで	9:00~17:00	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務 (以下「追加取得講習3号」という。)	平成20年6月16日(月)	13:00~17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月17日(火)から同月18日(水)まで	9:00~17:00	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務 (以下「追加取得講習4号」という。)	平成20年6月16日(月)	13:00~17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月17日(火)	9:00~17:30	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
各15人程度
- (2) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
各10人程度
- (3) 新規取得講習3号、新規取得講習4号、追加取得講習3号及び追加取得講習4号
各5人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員で

あって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 受付期間

平成20年 5 月 14 日 (水) から同月 23 日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の警察署

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通 (写真 (提出の日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの) を貼り付けたもの)

イ 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各 1 通

(ア) 5 (1) アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(イ) 5 (1) イに該当する者

5 (1) イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 5 (1) ウに該当する者

5 (1) ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 5 (1) エに該当する者

5 (1) エに掲げる 1 級の検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証 (以下「合格証」という。) の写し

(オ) 5 (1) オに該当する者

5 (1) オに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

エ 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 新規取得講習 1 号 47,000 円

イ 新規取得講習 2 号 38,000 円

ウ 新規取得講習 3 号 38,000 円

エ 新規取得講習 4 号 34,000 円

オ 追加取得講習 1 号 23,000 円

カ 追加取得講習 2 号 14,000 円

キ 追加取得講習 3 号 14,000 円

ク 追加取得講習 4 号 10,000 円

7 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会 (松江市殿町 2 番地) に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から同8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から同0時50分までの間、講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行ふこと。